

駐車場地域ルール等に係る策定方針について

👉 本区における民間提案を活用した地域ルール等の策定に係る方針を定める。

1 趣 旨

- 駐車場整備計画に基づく地域ルールについては、区が検討主体となって策定してきたところであるが、「東京都駐車場条例に基づく地域ルールの策定指針」が令和4年度に改正され、民間提案に基づく策定が可能となった。このため、当該改正を踏まえた本区独自の民間提案を活用した策定方針を定める。(別紙1)
- 地域ルール策定の提案があった場合には、地域の状況等を勘案のうえ、本方針を適用する。
- 本区の駐車場整備方針を示す駐車場整備計画については、これまで本区が検討主体となって策定してきたところであるが、本方針に基づき地域ルールを策定する場合においては、民間からの提案に基づき策定できるものとする。(別紙2)

2 民間提案に基づく地域ルール等の策定に係る方針(骨子)

※詳細は別紙3を参照

(1) 目的

民間提案に基づく地域ルール等の策定及び策定後の交通環境改善の取組等についての基本的な方針を示す。

(2) 基本的な考え方

提案にかかる費用の負担、検討のための会議体の設置、地域の実態に即した駐車場整備や交通環境の改善に向けた取組の検討など提案に係る基本的な考え方を示す。

(3) 地域ルール等の策定手順

提案者及び区が地域ルール等の策定を行うにあたっての手順を示す。

		本区独自の 民間提案	地域ルール策定の手引き（東京都）	
			民間提案	従来
地域ルール発意		民間	民間	行政
費用負担			—	
地域ルール 策定協議会 ※	提案		民間	
	設置		行政	
運営				
地域ルール策定		協議会終了後 民間から中央区に 地域ルール案を提出 ⇒庁内検討の上 区がルール策定	行政	行政
地域ルール運用		民間	民間	行政

※協議会の構成員：学識経験者、地元組織の構成員（町会、商店会等）、中央区職員、東京都職員、交通管理者 など

		本区独自の 民間提案	従来
駐車場整備計画発意		民間	行政
費用負担			
駐車場整備計画 検討委員会 ※	提案		
	設置		
	運営		
駐車場整備計画策定		検討委員会終了後 民間から中央区に 整備計画案を提出 ⇒ 庁内検討の上 区が整備計画策定	行政

※委員会の構成員：学識経験者、地元組織の構成員（町会、商店会等）、中央区職員、東京都職員、交通管理者 など

民間提案に基づく地域ルール等の策定に係る方針

1. 目的

この方針は、地域の駐車施設の適切な確保と運用を図り、もって利用者の利便性の向上及び交通環境の改善を図るため、当該地域のまちづくりに深く関与する地権者やエリマネ団体等からの提案に基づく駐車場整備計画及びこれに適合する駐車施設の整備基準（以下、「地域ルール」という。）の策定、並びに地域ルール策定後の交通環境改善の取組等を行う場合についての基本的な方針を示すことを目的とする。

2. 基本的な考え方

- ・提案による地域ルールの策定の是非は、地域の状況を勘案し、区長が判断する。
- ・提案による地域ルールの策定を行う場合には、それに先立ち駐車場整備計画についても提案を行う。
- ・駐車場整備計画及び地域ルール（以下、「地域ルール等」という。）の策定に関する提案を行える者（以下、「提案者」という。）は、当該地域のまちづくりに深く関与する地権者やエリマネ団体等とし、本方針の内容を責任を持って実施するものとする。
- ・地域ルール等の提案に係る費用は、提案者の負担とする。
- ・地域ルール等の検討にあたっては、提案者は、会議体を設置し、学識経験者や地域の代表者、各行政機関等の意見に十分に耳を傾けるとともに、当該地域の駐車場の利用実態や今後の需要予測等に即した地域ルール等の検討を行い、交通環境の改善に資するものとなるよう、最大限努めるものとする。特に、安全で快適な歩行環境の実現に向けた支援など、駐車場整備にとどまらず、実効性のある取組が行えるよう検討すること。
- ・地域ルール策定後においても継続的に地域ルールの検証、見直しを行うとともに、交通環境や歩行環境の改善に資する取組の検討及び実施など地域ルールの実効性の確保に取り組むこと。
- ・区長は、地域ルールの内容や運用等が不適当な状況にあると認めるときは、当該状況の是正についてに勧告し、状況が是正されない場合は、地域ルールの改正又は廃止する。

3. 地域ルール等の策定手順

地域ルール等の策定にあたっては、下記の手順で行うものとする。

(1) 会議体の設置等に係る申請

提案者は、下記の事項に関する資料を添付し、地域ルール等の検討に係る会議体の設置と運営について、区長に申請することができる。また、提案者は当該申請とともに、事前に区長と協議の上、当該会議体の設置を準備するものとする。

ア 駐車場整備計画の検討に係る会議体に関する申請

- ・地域の範囲
- ・地域の特性
- ・土地・建物利用の現状と将来の計画
- ・現状の駐車需要
- ・現状の路上駐車
- ・地域の交通環境の現状及び課題

- ・ 駐車場整備計画の検討に係る会議体の準備の状況
- ・ その他必要な事項

イ 地域ルール of 検討に係る会議体に関する申請

- ・ 駐車場整備計画の検討を踏まえて地域ルールの策定を希望する地域の範囲
- ・ 地域の特性
- ・ 土地・建物利用の現状と将来の計画
- ・ 現状の駐車場需要
- ・ 現状の路上駐車
- ・ 地域の交通環境の現状及び課題・地域ルールの検討に係る会議体の準備の状況
- ・ その他必要な事項

(2) 会議体の認定

区長は前項の申請時において、会議体の構成員が下記の要件を充たすと認めたとき又は申請後に要件を充たすに至ったと認めたときは、これを駐車場整備計画検討委員会（以下、「検討委員会」という。）及び地域ルール策定協議会（以下、「策定協議会」といい、検討委員会と併せて「策定協議会等」という。）として認定する。

- ・ 学識経験者
- ・ 地元組織の構成員
- ・ 中央区の職員
- ・ 東京都の職員
- ・ 交通管理者の職員
- ・ その他地域ルール等の策定に資する者

また、会議体の会長は学識経験者が務めること。

(3) 策定協議会等における検討事項

策定協議会等における検討事項については以下のとおりとし、提案者は都度、区長と十分に協議のうえ、策定協議会等を開催する。

ア 検討委員会においては、下記の事項を検討し、駐車場整備計画の案を作成する。

- ・ 駐車場整備計画の策定目的
- ・ 駐車施策の基本方針
- ・ 駐車施設整備に関する基本施策
- ・ 地域ルールの導入検討
- ・ 主要な路外駐車場の整備に関する方針
- ・ 駐車場整備計画の見直し
- ・ その他駐車場整備計画策定にあたり必要な事項

イ 策定協議会においては、駐車場整備計画の案を踏まえ下記の事項を検討し、地域ルールの案を作成する。

- ・ 地域ルールの区域

- ・対象駐車施設及び対象建築物
- ・駐車施設の附置基準
- ・駐車施設の隔地・集約（駐車施設の確保）の考え方
- ・建築主が取り組む地域貢献策
- ・駐車施設の規模・構造・出入口等
- ・駐車施設の効率的な活用方法（駐車施設への自動車誘導策等）
- ・地域ルールの実効性を担保するための方策
- ・その他地域ルール策定にあたり必要な事項

(4) 地域ルール等の案の提出

提案者は、作成した地域ルール等の案を区長に提出する。

(5) 策定及び告示

(4) により提出された案に基づき、区長は地域ルール等を策定し、告示する。

(6) 地域ルールの策定後の取組

策定協議会は地域ルールの策定後、地域ルールの検証および見直しを継続して行うものとする。

(7) その他

上記策定手順に疑義が生じたとき、又は定めがない事項については、駐車場法、東京都駐車場条例その他関係法令等によるほか、提案者と区長とが協議の上、定めるものとする。